

「関与取り消し訴訟」での最高裁不当判決に抗議する(談話)

2020年3月27日

安保破棄中央実行委員会

事務局長 東森英男

最高裁第一小法廷(深山卓也裁判長)は26日、辺野古埋め立て承認撤回を取り消した国土交通大臣の決定は「違法な国の関与」であるとして沖縄県が国を訴えた「関与取り消し訴訟」について、上告を棄却する不当な判決をおこないました。

私たちは、安倍政権に追随して、新基地建設に反対する沖縄の民意を顧みず、地方自治を破壊する今回の判決に強く抗議します。

沖縄県は、故翁長雄志前知事の遺志にもとづいて2018年8月、軟弱地盤や活断層など辺野古埋め立て承認の条件に反する事項が明らかになったことなどを理由に、埋め立て承認を撤回しました。これに対して沖縄防衛局は、国民を救済するための行政不服審査法を乱用し、「私人」を装って国土交通相に審査請求し、国土交通省は2019年4月、部内の審査により撤回を取り消しました。これは、すべて安倍政権内部の手続きによる「自作自演」で許されないものです。

2019年10月に出された福岡高裁那覇支部による判決は、沖縄県の訴えを却下する不当なものであったため、沖縄県が上告して争っていたものです。

今回の最高裁判決は、高裁判決を追認したばかりでなく、埋め立て承認撤回の適法性について判断しておらず、司法の役割を放棄したものとといわなければなりません。

昨年の県民投票などで示された沖縄の民意を無視し、地方自治を蹂躪する安倍政権のやり方は、検察官定年問題にみられる法の恣意的解釈と同列であり、これを司法が追認することは許されません。

現在、沖縄県が国を訴えたもう一つの裁判である「抗告訴訟」が那覇地裁で進行しています。この訴訟は、上記の国土交通相の裁決の内容を問題にする訴訟であり、国の権力行使によって被った不利益の取り消しを求める裁判です。この裁判の勝利に向けてさらに取り組みをすすめることを訴えます。

私たちは、辺野古新基地を中止し、普天間基地の無条件返還をかちとるために、さらに運動を広げる決意です。

以上